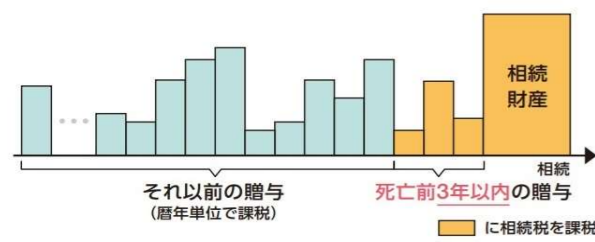
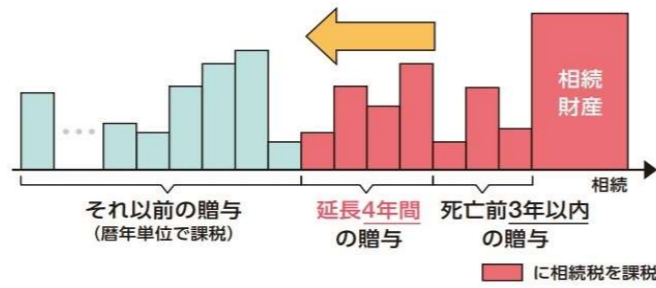


暦年課税



- 暦年ごとに贈与額に対し累進税率を適用。基礎控除110万円。
- ただし、相続時には、死亡前3年以内の贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除）。

改正後



- ・加算期間を7年間に延長
- ・延長4年間に受けた贈与については総額100万円まで相続財産に加算しない

＜暦年贈与の仕組み＞

○暦年贈与とは、毎年1月1日～12月31日の1年間に受け取った贈与金額をもとに贈与税の計算を行うことです。この暦年贈与には110万円の基礎控除があり、1年間に受け取った贈与金額が110万円を超えなければ贈与税はかかりません。

相続税との関係においては、相続開始から3年以内（改正後は7年以内）に相続人が受けた贈与については、基礎控除以内であっても相続財産に加算することとなっています。

＜暦年贈与のポイント＞

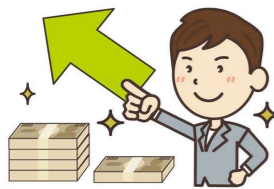
- ①基礎控除は110万円
暦年贈与に対して贈与税がかかるのは110万円の基礎控除を超える部分という点は変わりません。
- ②相続人でない人への贈与は加算の対象外
相続人でない孫への贈与が加算の対象外という点は変わりません。ただし、遺言により孫に財産を遺すこととしていたり、孫が受取人の死亡保険金をかけていたりすると、もともと加算の対象となっているので注意が必要です。
- ③令和5年中の贈与
7年に延長されるのは令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産が対象なので、今年（令和5年）の12月31日までに贈与により取得したものは3年のままです。

所得税

☆NISA制度の拡充・恒久化
ONISA制度について、非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、恒久的な措置とします。その他年間投資上限額の拡充等が右表の通り行われます。

【～令和5年】	つみたてNISA	いずれかを選択	一般NISA
年間の投資上限額	40万円		120万円
非課税保有期間	20年間		5年間
口座開設可能期間	平成30年(2018年)～令和19年(2023年)		平成26年(2014年)～令和5年(2023年)
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)		上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし

【令和6年以降】	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間の投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間 ^(※1)	制限なし(無期限化)		同左
非課税保有限度額(総枠) ^(※2)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
口座開設可能期間	制限なし(恒久化)		同左
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)		上場株式・公募株式投資信託等 [※安定的な資産形成につながる投資商品に絞り込む観点から、高レバレッジ投資信託などを対象から除外]
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		



参考文献：財務省「令和5年度税制改正」、税務研究会「税務通信No.3737」、国税庁ホームページ

KAWANO PRESS

令和5年
5月1日発行

No. 90

発行元：
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝 1-6-10
Tel:0836-33-6717
Fax:0836-33-6753
Mail:info@ubc-net.com
URL:http://ubc-net.com

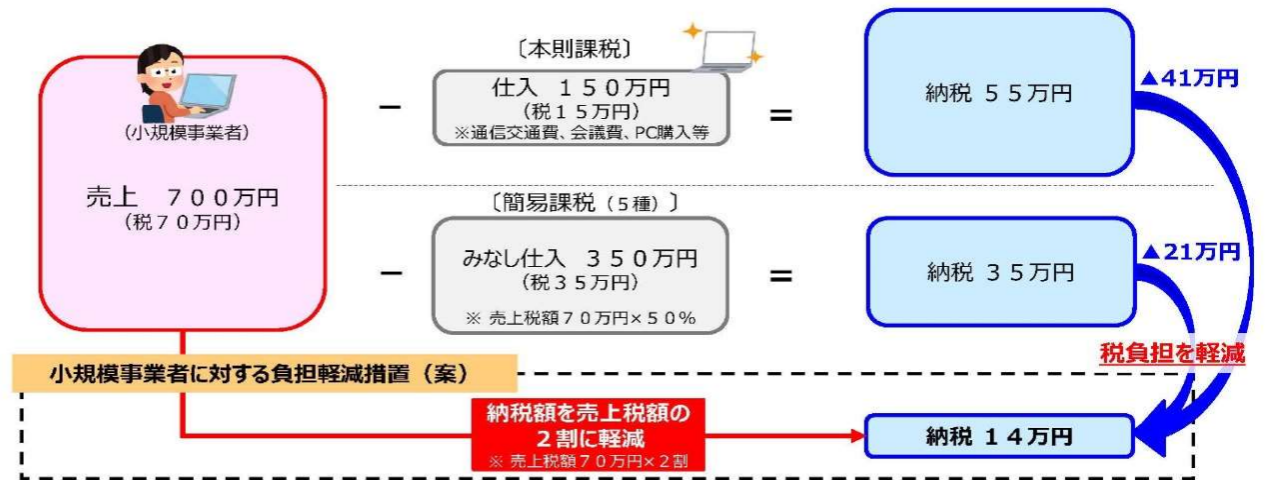
令和5年度 税制改正のポイント

消費税

☆2割特例

○インボイス制度開始にともない、これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者として課税事業者になる場合の税負担・事務負担の軽減措置として、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間において、事業者の納税額を売上税額の2割とする特例が創設されました。

【サービス業（簡易課税5種） 売上700万円 経費150万円 の場合の計算例】

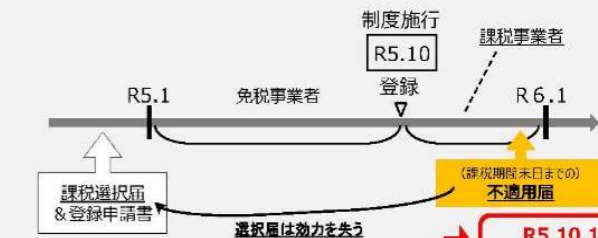


※本特例を適用するにあたって事前の届出等は必要ありません。
※基準期間の売上が1,000万円を超えている場合は適用できません。
※課税事業者選択届出書を提出したことにより令和5年10月1日前から引き続き事業者免税点制度の適用を受けない事業者は、同日の属する課税期間は2割特例の適用はできません。(以下参照)

例：個人事業者がR5.10.1前の課税期間において、課税選択届及び登録申請書を提出した場合



例：左記の例の場合に、R5.10.1の属する課税期間において、課税選択不適用届を提出した場合



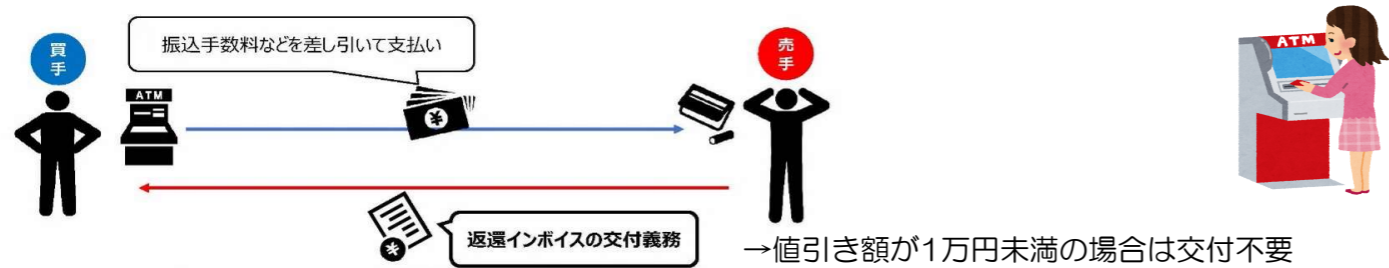
☆一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

インボイス制度では、少額な取引であってもインボイスの保存が仕入税額控除の要件となっています。しかし、インボイス制度実施にともなう事務負担を軽減する観点から、基準期間における課税売上高が1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から6年間、1万円未満（税込金額）の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能とします。
 ※基準期間における課税売上高が1億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象とします。
 ※令和5年10月1日から令和11年9月30日の間に行う課税仕入について適用
 ※支払対価の額が1万円未満か否かは1取引単位で判定



☆少額な返還インボイスの交付義務免除

インボイス発行事業者は、課税事業者へ返品や値引き等を行った場合に返還インボイスの交付義務が課されます。商慣行として、買い手が振込手数料を差し引いたうえで代金を振り込むことがあるが、こうした振込手数料相当額について値引き処理をする場合は返還インボイスを交付しなければいけません。令和5年度の税制改正において、事業者への事務負担を軽減する観点から、税込価額1万円未満の値引きについては返還インボイスの交付義務が免除されます。つまり売手が買い手の都合で差し引かれた売り手負担の振込手数料相当額を値引き（1万円未満）処理する場合、返還インボイスを交付する必要はありません。（通常の値引き・返品についても1万円未満であれば返還インボイスの交付義務は免除）



☆登録制度の見直し

令和5年度税制改正により、事業者がインボイス発行事業者登録を申請する場合や、登録を取り消す場合の申請書の提出期限がいずれも「登録を受ける（登録を取り消す）課税期間の初日から起算して15日前の日まで」とされます。

令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間に登録希望日から登録を受けようとする免税事業者は「登録希望日（提出日から15日以後の日）」を申請書に記載します。

また、実際に登録が完了した日が課税期間の初日後又は登録希望日後であっても、課税期間の初日又は登録希望日に登録を受けたものとみなす措置が設けられます。

なお、この経過措置の適用を受けて適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、基準期間の課税売上高にかかわらず、登録日から課税期間の末日までの期間について、消費税の申告が必要となります。



贈与税

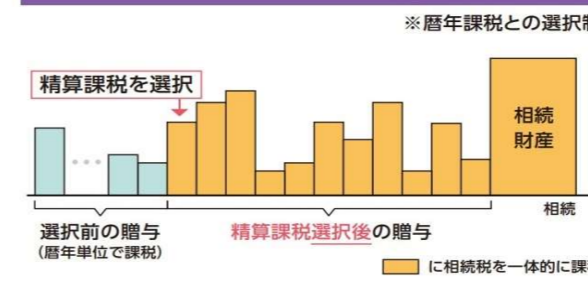
※令和6年1月1日以後に受けた贈与について適用されます。

☆改正点① 新たな相続時精算課税制度

これまでの贈与税の特別控除（累計2,500万円）に新たに基礎控除（年110万円）が追加

○相続時精算課税制度について、暦年課税の基礎控除とは別途、110万円の基礎控除を創設するとともに、相続時精算課税で贈与を受けた土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合に相続時にその課税価格を再計算する見直しを行います。

相続時精算課税



- 贈与時に、軽減・簡素化された贈与税を納付（累積贈与額2,500万円までは非課税、2,500万円を超えた部分に一律20%課税）。
 ※暦年課税のような基礎控除は無し。
 ※財産の評価は贈与時点での時価で固定。
- 相続時には、累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除・還付）。

＜相続時精算課税の仕組み＞

○贈与財産から相続時精算課税の特別控除額を控除した残額に一定の税率を乗じて算出した金額の贈与税を納付し、贈与者が亡くなったときにその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に相続税額を計算し、既に納付した贈与税額を控除するものです。
 ○相続時精算課税は次の要件に該当する場合に贈与者が異なるごとに選択することができます。なお、一度この相続時精算課税を選択すると、その後、同じ贈与者からの贈与について「暦年課税」へ変更することはできません。

＜対象者＞

- ① 贈与者は贈与をした年の1月1日において60歳以上の方（父母や祖父母など）
- ② 受贈者は贈与を受けた年の1月1日において18歳（令和4年3月31日以前の贈与については20歳）以上で、かつ、贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫

＜手続＞

○現行の相続時精算課税制度は少額の贈与でも贈与税申告が必要ですが、今回の改正により年間110万円以下の贈与については贈与税申告が不要になります。（選択時に税務署への届出は必要）

＜改正後の計算例＞

【贈与時】	【相続時】	【合計納税額】
贈与額 3,000万円 基礎控除後の累積贈与額 2,890万円 特別控除 2,500万円 基礎控除:110万円 20%課税 納付税額 78万円	相続財産 1,500万円 基礎控除後の累積贈与額 2,890万円 4,390万円 < 4,800万円 (基礎控除) ・無税 ・贈与時の納付税額78万円は還付	0円
参考 暦年課税の場合 納付税額 1,036万円	無税	1,036万円

☆改正点② 暦年贈与

贈与財産の加算が相続開始前3年から7年に延長

○暦年課税において贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間を相続開始前3年間から7年間に延長し、延長した4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算しない見直しを行います。